

介護事業者向けマイナンバー制度開始に伴う取扱いについて

1 被保険者の任意代理人として申請書等を提出する場合

(1) 代理権の確認について

法定代理人（成年後見人等）の場合は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の確認により行い、任意代理人の場合は、委任状により確認します。（ただし、代理権の授与が困難で、委任状が無い場合は官公署等から被保険者本人に対して発行された介護保険証などの書類等により確認します。）

申請時に確認するもの	確認に必要なもの
(1) 代理権	(1) 委任状または介護保険被保険者証等
(2) 代理人の身元	(2) 代理人の身元確認資料
(3) 被保険者の個人番号	(3) 被保険者の個人番号カード（又は写し） ・被保険者の通知カード（又は写し） ・被保険者の個人番号が記載された住民票の写し ・被保険者の個人番号が記載された住民票記載事項証明書（又は写し）のいずれかひとつ

※なお、地域包括支援センター・居宅介護支援を事業所・地域密着型若しくは介護保険施設等介護事業者（以下、「ケアマネジャー等」という。）が申請する場合は、代理人の住所に代えて、事業所の所在地及び名称を記入しても構いません。その場合は、代理人が事業所に属していることがわかる証明書（社員証など）の提示及び**または**委任状へ事業所印の押印が必要です。

委任状には、代理人の氏名、生年月日、住所の記入及び代理人印の押印、代理権を授与された内容を記入してください。

※要介護認定申請については、申請書の提出代行者欄に事業所の名称を記名押印する場合は、事業所印を以て代理権と代理人の身元を確認します。

※郵送で代理申請の手続きを行うときは、「①代理権の確認（委任状の場合は原本）」、「②代理人の身元確認」、「③被保険者の番号確認」が出来る書類の写しを添付してください。

(2) 代理人の身元確認について

代理人のマイナンバーカードまたは運転免許証等の顔写真付き身分証明書を提示していただきます。介護事業所による代理申請の場合は、介護支援専門員証等が考

られます。

※顔写真付きの身分証がない場合、官公署等から発行された2つ以上の書類の提示が必要です。(例)公的医療保険の被保険者証、公的医療保険の各種受給資格者証など

(3) 本人の番号確認について (※いずれか1つ)

被保険者のマイナンバーカード (又は写し)・通知カード (又は写し)・マイナンバーが記載された住民票の写し等の提示が必要です。

2 代理申請時の配慮

原則マイナンバーの記載が必要ですが、次のような場合は、マイナンバー欄を空欄として預かります。

- ・被保険者が自己のマイナンバー記入を拒否している場合、記入が必要であることを説明してもなお協力が得られないとき。
 - ・被保険者が、通知カードを紛失しているなどの理由により、申請書類へのマイナンバーの記載ができない場合。
 - ・本人が認知症等で意思表示能力が低下しており、代理権の授与が困難であるとき。
- 上記の場合などには、番号確認の書類の提示は必要ありません。

3 被保険者の代行 (使者) として申請書等を提出する場合

被保険者の「代行 (使者)」としてケアマネジャー等が提出をする場合は、申請書等を封筒に入れ、糊付けするなどの措置をし、提出してください。

「代行 (使者)」の場合、本人の「①番号確認」と「②身元確認」ができる書類の写しの添付が必要となります。

申請時確認するもの	確認に必要なもの
①本人の番号	被保険者のマイナンバーカードの写し、通知カードの写し、本人の個人番号が記載された住民票の写しなど
②本人の身元	本人のマイナンバーカード、運転免許証などの写し…1点添付でよい 被保険者証、負担割合証、健康保険証などの写し…2点添付が必要

※「代理」と「代行 (使者)」の違い

「代理」とは、被保険者が手続行為に係る代理権を授与し、第三者が本人に代わって書類の作成または意思決定を行う場合を言い、「代行 (使者)」とは、第三者に依頼し、単に書類を持参してくる場合を言います。

4 その他

マイナンバーの取扱いにつきまして、ケアマネジャー等が次の行為を行うと法令違反になる場合がありますのでご注意ください。

- ・被保険者本人から委任を受けた権限の範囲を超えてマイナンバーを利用すること。
- ・申請時等に視認したマイナンバーをケアマネジャー等が記録し、被保険者の情報管理を行うこと。
- ・マイナンバーが記入された申請書等の写しをケアマネジャー等が蓄積すること（申請書の写しを残す場合は、被保険者本人の同意を得て、かつ、マイナンバーが認識できないように措置（黒塗りなど）し、適切に管理してください）

※申請書類については、本市への提出までの間、一時的に預かる場合が想定されますが、紛失や盗難のリスクを十分に認識したうえで厳重な保管対策を講じるなどの対応をお願いします。

5 マイナンバーの記載が必要となる申請書一覧

申請時にマイナンバーの記入が必要となる申請書は以下のとおりです。

届書及び申請書名称	
①	介護保険資格取得・異動・喪失届
②	介護保険住所地特例（適用・変更・終了）届
③	介護保険被保険者証交付申請書（2号被保険者の被保険者証交付申請者用）
④	介護保険被保険者証等（再交付）申請書
⑤	介護保険（要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定）申請書
⑥	介護保険要介護認定・要支援認定区分変更申請書
⑦	介護保険サービスの種類指定変更申請書
⑧	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
⑨	居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（小規模多機能型居宅介護用）
⑩	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
⑪	介護保険基準収入額適用申請書
⑫	高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担証明書交付申請書
⑬	介護保険負担限度額認定申請書
⑭	介護保険特定負担限度額認定申請書（旧措置入所者に関する認定申請）
⑮	介護保険高額介護（介護予防）サービス費支給申請書

参考資料

- ・介護保険最新情報 vol.506
- ・介護事業者等において個人番号を利用する事務について（平成 27 年 12 月 1525 日付事務連絡）